記載例 1

退職などで普通徴収に切替える場合

給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

※町処理欄	1. 現年度　2. 新年度　3. 両年度

◎異動があった場合は、**すみやかに**提出してください。◎用紙が足りない場合は、コピーしてご活用ください。

（あて先）吉田町長

平成○○年○○月○○日提出

A欄

給与支払者（特別徴収義務者）		
所在地	〒421-0301 吉田町住吉△△△―△	
フリガナ / 名称	ヨシダカブシキガイシャ / 吉田　株式会社	
代表者の職氏名印	代表取締役　静岡　太郎　静岡	受給者番号（整理番号）　○○○○
法人番号	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	

特別徴収義務者指定番号	901△△△△
宛名番号	○○
連絡者の係及び氏名並びにその電話番号　係	総務人事
氏名	静岡　花子
電話	(0548) 32―△△△△

「指定番号」「宛名番号」の欄には、通知書に記載された番号を必ず記入してください。

給与所得者							
フリガナ / 氏名	ハイバラ　イチロウ / 榛原　一郎	旧姓	(ア) 特別徴収税額（年税額）	徴収済月	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異動年月日
生年月日	昭和・平成○○年○月○○日		円	6 月分から	円	円	平成○○年
個人番号	○○○○○○○○○○○○		120,000	11 月分まで	60,000	60,000	11月
1月1日現在の住所	〒421-0302 吉田町川尻△△△△						30日
現在の住所	（給与の支払を受けなくなった後の住所）〒　同　上						

異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法	1月1日から退職時までの給与支払総額
①退職 / 2.転勤 / 3.休職 / 4.長期欠勤 / 5.死亡 / 6.その他（　）	1. 特別徴収継続 →（C欄記入） / 2. 一括徴収（5月分までまとめて徴収）→（B欄記入） / ③普通徴収（残額を個人で納付）→（B欄記入）	円
		控除社会保険料額　円

●一括徴収の届出書

B欄

一括徴収の理由		徴収予定日	徴収予定額	徴収予定額合計〔上記（ウ）と同額〕
1 異動が12月31日以前で本人から申出有（注1）	異動者印			
平成　年　月　日申出				
2 平成　年1月1日以降に退職（注2）				

一括徴収できない理由　①. 5月までに支払われる給与又は退職手当等が未徴収税額より少ない。　2. その他（　）

一括徴収した税額は　月分　納期限　月　日　と合わせて納入します

(注1) 12月31日以前の退職者についても、できるだけ一括徴収をお願いします（退職後国外へ転出する場合は、特に協力をお願いします）。

(注2) 1月1日から4月30日までに退職した場合は、本人の申出がなくても一括徴収することが義務付けられています。(地方税法第321条の5第2項)

●転勤等による特別徴収届出書（転勤等で特別徴収の継続を希望される場合に記入してください。）

C欄

月割額　円を　月分から徴収し納入する。	給与支払者（特別徴収義務者）			この届出に係る連絡先	
	所在地	〒	特別徴収義務者指定番号		新規
	フリガナ / 名称			係	
	代表者の職氏名印	印		氏名	
	法人番号			電話	

→ 新規の場合（新しい勤務先がまだ特別徴収義務者に指定されていない場合）

指定番号の事前連絡	要・不要
納入書	要・不要

転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合、前勤務先でB欄までの部分を記入し、新勤務先に回付願います。新勤務先では、C欄を記入し、また、徴収台帳への記入等必要な手続を済ませたうえで、給与所得者の一月一日現在の住所地（課税地）の市区町村長に送付してください。

※印の欄は届出者において記載する必要はありません。

◎送付先　〒421-0395
榛原郡吉田町住吉87　吉田町役場 税務課
（電話　0548-33-2107）

記載例 2

退職などにより一括徴収する場合

給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

※町処理欄	1. 現年度　2. 新年度　3. 両年度

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。◎用紙が足りない場合は、コピーしてご活用ください。

（あて先）吉田町長

平成○○年○○月○○日提出

給与支払者（特別徴収義務者）

所在地	〒421-0301 吉田町住吉△△△―△
フリガナ	ヨシダカブシキガイシャ
名称	吉田　株式会社
代表者の職氏名印	代表取締役　静岡　太郎　静岡
受給者番号（整理番号）	○○○○
法人番号	○○○○○○○○○○○○○

特別徴収義務者指定番号	901△△△△
宛名番号	○○
連絡者の係及び氏名並びにその電話番号　係	総務人事
氏名	静岡　花子
電話	(0548) 32―△△△△

「指定番号」「宛名番号」の欄には、通知書に記載された番号を必ず記入してください。

A欄

給与所得者			(ア)特別徴収税額（年税額）	徴収済月	(イ)徴収済額	(ウ)未徴収税額 (ア)−(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法	1月1日から退職時までの給与支払総額
フリガナ	ハイバラ　イチロウ	旧姓								
氏名	榛原　一郎		円		円	円	平成	1. 退職	1. 特別徴収継続 →（C欄記入）	円
生年月日	昭和 平成○○年○月○○日		120,000	6 月分から	30,000	90,000	○○年	2. 転勤	2. 一括徴収（5月分までまとめて徴収） →（B欄記入）	1,753,700
個人番号	○○○○○○○○○○○○			8 月分まで			8月	3. 休職	3. 普通徴収（残額を個人で納付） →（B欄記入）	控除社会保険料額
1月1日現在の住所	〒421-0302 吉田町川尻△△△△						31日	4. 長期欠勤		円
現在の住所	（給与の支払を受けなくなった後の住所）〒 同上							5. 死亡		122,540
								6. その他（　）		

B欄

●一括徴収の届出書

一括徴収の理由	異動者印	徴収予定日	徴収予定額	徴収予定額合計〔上記（ウ）と同額〕
1 異動が12月31日以前で本人から申出有（注1） 平成○○年8月31日申出	榛原	9.20	90,000	90,000
2 平成　年1月1日以降に退職（注2）				

一括徴収できない理由：1. 5月までに支払われる給与又は退職手当等が未徴収税額より少ない。　2. その他（　）

一括徴収した税額は　9　月分

納期限　10月10日と合わせて納入します

(注1) 12月31日以前の退職者についても、できるだけ一括徴収をお願いします（退職後国外へ転出する場合は、特に協力をお願いします）。

(注2) 1月1日から4月30日までに退職した場合は、本人の申出がなくても一括徴収することが義務付けられています。(地方税法第321条の5第2項)

C欄

●転勤等による特別徴収届出書（転勤等で特別徴収の継続を希望される場合に記入してください。）

月割額　　円を

□ 月分から徴収し納入する。

給与支払者（特別徴収義務者）	
所在地	〒
フリガナ 名称	
代表者の職氏名印	印
法人番号	

この届出に係る連絡先	
特別徴収義務者指定番号	新規
係	
氏名	
電話	

新規の場合：新しい勤務先がまだ特別徴収義務者に指定されていない場合

指定番号の事前連絡	要・不要
納入書	要・不要

転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合、前勤務先でB欄までの部分を記入し、新勤務先に回付願います。新勤務先では、C欄を記入し、また、徴収台帳への記入等必要な手続を済ませたうえで、給与所得者の一月一日現在の住所地（課税地）の市区町村長に送付してください。

※印の欄は届出者において記載する必要はありません。

◎送付先　〒421-0395
榛原郡吉田町住吉87　吉田町役場 税務課
（電話　0548-33-2107）

記載例 3

転勤（転職）などにより特別徴収を継続する場合

給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

※町処理欄	1. 現年度　2. 新年度　3. 両年度

◎異動があった場合は、**すみやかに**提出してください。◎用紙が足りない場合は、コピーしてご活用ください。

（あて先）吉田町長

平成○○年○○月○○日提出

A欄

給与支払者（特別徴収義務者）	
所在地	〒421-0301 吉田町住吉△△△―△
フリガナ	ヨシダカブシキガイシャ
名称	吉田　株式会社
代表者の職氏名印	代表取締役　静岡　太郎　（静岡）
受給者番号（整理番号）	○○○○
法人番号	○○○○○○○○○○○○○

特別徴収義務者指定番号	901△△△△
宛名番号	○○
連絡者の係及び氏名並びにその電話番号　係	総務人事
氏名	静岡　花子
電話	(0548) 32―△△△△

「指定番号」「宛名番号」の欄には、通知書に記載された番号を必ず記入してください。

給与所得者							
フリガナ / 氏名	旧姓	(ア) 特別徴収税額（年税額）	徴収済月	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異動年月日	異動の事由
ハイバラ　イチロウ / 榛原　一郎		円 120,000	6月分から 11月分まで	円 60,000	円 60,000	平成○○年10月31日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. その他（　）

異動後の未徴収税額の徴収方法	1月1日から退職時までの給与支払総額
1. 特別徴収継続 →（C欄記入） 2. 一括徴収（5月分までまとめて徴収）→（B欄記入） 3. 普通徴収（残額を個人で納付）→（B欄記入）	円 1,890,100
	控除社会保険料額 円 218,000

生年月日：昭和・平成○○年○月○日

個人番号：○○○○○○○○○○○○

1月1日現在の住所：〒421-0302 吉田町川尻△△△△

現在の住所：（給与の支払を受けなくなった後の住所）〒　同　上

B欄

●一括徴収の届出書

一括徴収の理由	異動者印	徴収予定日	徴収予定額	徴収予定額合計〔上記（ウ）と同額〕
1 異動が12月31日以前で本人から申出有（注1） 平成　年　月　日申出				
2 平成　年1月1日以降に退職（注2）				

一括徴収できない理由：1. 5月までに支払われる給与又は退職手当等が未徴収税額より少ない。 2. その他（　）

一括徴収した税額は　月分　納期限　月　日　と合わせて納入します

(注1) 12月31日以前の退職者についても、できるだけ一括徴収をお願いします（退職後国外へ転出する場合は、特に協力をお願いします）。

(注2) 1月1日から4月30日までに退職した場合は、本人の申出がなくても一括徴収することが義務付けられています。(地方税法第321条の5第2項)

C欄

●転勤等による特別徴収届出書（転勤等で特別徴収の継続を希望される場合に記入してください。）

月割額 10,000 円を 12 月分から徴収し納入する。

給与支払者（特別徴収義務者）	
所在地	〒421-0303 吉田町片岡△△△△
フリガナ / 名称	カブシキガイシャヨシダコウギョウ / 株式会社　吉田工業
代表者の職氏名印	取締役　駿河　一郎　（駿河）
法人番号	○○○○○○○○○○○○○

この届出に係る連絡先	
特別徴収義務者指定番号	1001△△△　新規
係	人事
氏名	駿河　次郎
電話	0548(33)△△△△

新規の場合（新しい勤務先がまだ特別徴収義務者に指定されていない場合）

指定番号の事前連絡	要・不要
納入書	（要）・不要

転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合、前勤務先でB欄までの部分を記入し、新勤務先に回付願います。新勤務先では、C欄を記入し、また、徴収台帳への記入等必要な手続を済ませたうえで、給与所得者の一月一日現在の住所地（課税地）の市区町村長に送付してください。

※印の欄は届出者において記載する必要はありません。

◎送付先　〒421-0395 榛原郡吉田町住吉87　吉田町役場 税務課（電話　0548-33-2107）